

処分基準の改訂に伴う新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">処 分 基 準 平成29年10月20日作成</p>	<p style="text-align: center;">処 分 基 準 <u>令和4年10月1日</u>作成</p>
<p>法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律</p>	<p>法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律</p>
<p>根 拠 条 項：第19条第1項の<u>規程</u>により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項</p>	<p>根 拠 条 項：第19条第1項の<u>規定</u>により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項</p>
<p>処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令</p>	<p>処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令</p>
<p>原 権 者（委任先）：福岡県公安委員会</p>	<p>原 権 者（委任先）：福岡県公安委員会</p>
<p>法令の定め：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第1項（自動車の使用の義務等） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）</p>	<p>法令の定め：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第1項（自動車の使用の義務等） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）</p>
<p>処分基準：別紙のとおり</p>	<p>処分基準：別紙のとおり</p>
<p>問い合わせ先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係 (092-641-4141内線5035)</p>	<p>問い合わせ先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係 (092-641-4141内線5035)</p>
<p>備 考：</p>	<p>備 考：</p>

別添

自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去1年以内に、自動車運転代行業の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第117条の2第4号若しくは第5号、第117条の2の2第6号若しくは第7号、第117条の4第3号、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号、又は第119条

別添

自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去1年以内に、自動車運転代行業の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第117条の2第2項第1号若しくは第2号、第117条の2の2第2項第1号、第2号若しくは第3号、第118条第2項第3号若しくは第4号、第119条第2項第4号又は第119条の2の

の2第1項第3号の違反行為をした者であること。

イ 自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者が、自動車運転代行業の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6第1号の表の下欄、又は第2号の表の中欄に掲げる違反行為（随伴用自動車については、道路交通法第118条第1項第2号若しくは第7号又は第119条第1項第3号の2の違反行為に限る。）をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(3) (略)

2～別表3 (略)

2第2項の違反行為をした者であること。

イ 自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者が、自動車運転代行業の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6第1号の表の下欄、又は第2号の表の中欄に掲げる違反行為（随伴用自動車については、道路交通法第118条第1項第3号若しくは第2項第1号又は第119条第2項第1号の違反行為に限る。）をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(3) (略)

2～別表3 (略)